

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに
公布する。

令和4年12月27日

一宮町長

馬淵昌也



一宮町規則第25号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規
則

(職員の営利企業等の従事制限に関する規則の一部改正)

第1条 職員の営利企業等の従事制限に関する規則(平成29年一宮町規則第17号)の一部
を次のように改正する。

第1条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(一宮町職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第2条 一宮町職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成7年一宮町規則第4号)の一
部を次のように改正する。

第1条及び第10条各号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職
員」に改める。

第10条の2第1項第1号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務
職員」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「その日数」を「当該日数」に改め、
同項第2号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同

条第4項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第10条の3第1号及び第2号並びに第22条第5項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(職員の育児休業等に関する規則の一部改正)

第3条 職員の育児休業等に関する規則(平成4年一宮町規則第4号)の一部を次のように改正する。

第1条の2の見出し中「第2条第4号ア(イ)」を「第2条第5号ア(イ)」に改め、同条中「第2条第4号ア(イ)」を「第2条第5号ア(イ)」に改める。

(職員の給与の支給に関する規則の一部改正)

第4条 職員の給与の支給に関する規則(昭和45年一宮町規則第1号)の一部を次のように改正する。

第2条の3第2号中「法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「短時間勤務職員」という。)のうち、」を削り、同号を同条第3号とし、同条第1号を同条第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員 給与
条例第3条の2第1項

第5条の次に次の1条を加える。

(給与条例附則第10項の規定の適用を受ける職員の管理職手当の支給額)

第5条の2 給与条例附則第10項の規定の適用を受ける職員に対する前条第1項の規定の適用については、当分の間、同項中「掲げる額」とあるのは、「掲げる額に100分の70を乗じて得た額(その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)」とする。

第6条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(給与条例附則第10項の規定の適用を受ける育児短時間勤務職員等の給料月額
の端数計算)

2 育児休業条例附則第7項の規定により読み替えられた給与条例附則第10項の規定の適用を受ける育児短時間勤務職員等について、同項の規定による給料月額に

1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該育児短時間勤務職員等の給料月額とする。

(初任給、昇格、昇給の基準に関する規則の一部改正)

第5条 初任給、昇格、昇給の基準に関する規則(昭和32年一宮町規則第1号)の一部を次のように改正する。

第7条中「第11条第1項」を「第11条の2第1項」に改める。

第11条を次のように改める。

(降格)

第11条 職員を降格させる場合には、その職務に応じ、その者の属する職務の級を下位の職務の級に決定するものとする。

2 前項の規定により職員を降格させる場合には、当該職員の人事評価の結果又は勤務成績を判定するに足りると認められる事実に基づきその職務の級より下位の職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められなければならない。

3 職員から書面による同意を得た場合には、第1項の規定により当該職員を降格させることができる。

第11条の次に次の1条を加える。

(降格の場合の号給)

第11条の2 職員を降格させた場合におけるその者の号給は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、降格した日の前日に受けていた号給に対応する同じ額の号給(同じ額の号給がないときは、直近下位の額の号給)とする。

2 職員を降格させた場合で当該降格が2級以上下位の職務の級への降格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級下位の職務の級への降格が順次行われたものとして取り扱うものとする。

3 前2項の規定により職員の号給を決定することが著しく不相当であると認められる場合には、これらの規定にかかわらず、あらかじめ町長の承認を得て、その者の号給を決定することができる。この場合において、当該号給は、当該職員が降格した日の前日に受けていた給料月額に達しない額の号給でなければならない。

第14条第2項中「第11条」を「第11条の2」に改める。

(通勤手当の支給に関する規則の一部改正)

第6条 通勤手当の支給に関する規則(昭和51年一宮町規則第1号)の一部を次のように改正する。

第8条の3第3号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(管理職員特別勤務手当の支給に関する規則の一部改正)

第7条 管理職員特別勤務手当の支給に関する規則(平成4年一宮町規則第1号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(給与条例附則第10項の規定の適用を受ける職員の管理職員特別勤務手当の額)

2 給与条例附則第10項の規定の適用を受ける職員に対する第2条第1項及び第3条第1項の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「定める額」とあるのは、「定める額に100分の70を乗じて得た額(その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)」とする。

(一宮町職員の再任用に関する規則の廃止)

第8条 一宮町職員の再任用に関する規則(平成28年一宮町規則第29号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(定義)

第2条 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 令和3年改正法 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)をいう。
- (2) 暫定再任用職員 令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。
- (3) 暫定再任用短時間勤務職員 令和3年改正法附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。

(4) 定年前再任用短時間勤務職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員をいう。

（一宮町職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第3条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第2条の規定による改正後の一宮町職員の勤務時間、休暇等に関する規則の規定を適用する。

（職員の給与の支給に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第4条 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

（令和4年一宮町条例第23号。以下「令和4年改正条例」という。）附則第5条第2項の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第17条の規定による短時間勤務をしている暫定再任用職員について準用する。

2 次の各号に掲げる職員について、当該各号に定める規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。

(1) 暫定再任用短時間勤務職員 令和4年改正条例附則第5条第3項

(2) 育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている暫定再任用職員 令和4年改正条例附則第5条第2項（前項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた令和4年改正条例附則第5条第1項